

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文  
 ○政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>改正前</p>
<p>目次</p> <p>第一章 政治団体の届出等（第一条―第十三条）</p> <p>第二章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等（第十四条）</p> <p>第三章 国会議員関係政治団体に関する特例等（第十五条―第三十三条）</p> <p>第四章 報告書の公開（第三十四条―第三十六条）</p> <p>第五章 寄附等に関する制限（第三十七条―第三十九条）</p> <p>第六章 補則（第四十条・第四十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 政治団体の届出等</p> <p>（政治団体の設立の届出）</p> <p>第一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する文書は、別記第一号様式によるものとする。</p>	<p>（政治団体の設立の届出）</p> <p>第一条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項に規定する文書は、別記第一号様式によるものとする。</p> <p>（政治団体以外の者が開催する特定パーティーに係る届出に添付する文書）</p> <p>第一条の二 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第九条第二項の規定により読み替えて</p>

(政治団体が設立の届出に添付する文書)

第二条 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第五条第二号から第六号までに掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一 令第五条第二号に規定する書面 別記第二号様式

二 令第五条第二号に規定する承諾書及び宣誓書 別記第三号様式

三 令第五条第三号イに掲げる文書 別記第四号様式

四 令第五条第三号ロに掲げる文書 別記第五号様式

五 令第五条第四号に掲げる文書 別記第六号様式

六 令第五条第五号に掲げる文書 別記第七号様式

七 令第五条第六号イに定める文書 別記第八号様式

(政治資金団体の指定又は取消しの届出)

適用される令第五条第一号に規定する文書は、別記第一号様式の二によるものとする。

(政党等が設立の届出に添付する文書)

第二条 令第五条第二号から第四号までに規定する文書（令第八条第三項の規定により読み替えて適用される令第五条第四号に規定する文書を含む。）は、別記第二号様式から第二号様式の七までに準ずるものとする。

2 令第五条第五号及び第六号イに規定する文書は、別記第二号様式の八及び第二号様式の九に準ずるものとする。

(政治資金団体の指定又は取消しの届出)

第三条 令第六条第一項に規定する文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 政治資金団体の指定の届出 別記第九号様式
- 二 政治資金団体の指定の取消しの届出 別記第十号様式

(政治団体の異動の届出)

第四条 法第七条第一項の規定による異動の届出に係る文書は、別記第十一号様式によるものとする。

(政治団体台帳の調製及び保管)

第五条 法第七条の三第一項に規定する政治団体の台帳（以下「政治団体台帳」という。）は、カード式とし、別記第十二号様式に準じて調製するものとする。

2 政治団体台帳は、法令の規定による届出等があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載する等、常に、政治団体に関する正確な記録が行われるよう整備されなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、法第十七条第三項の規定による公表をした場合には、直ちに、政治団体台帳から当該公表に係る政治団体のカードを取り除き、その日から五年間、当該カードを保存するものとする。

第三条 令第六条第一項に規定する文書は、別記第三号様式によるものとする。

(届出事項に係る異動の届出)

第四条 法第七条第一項前段の規定による政治団体の届出事項の異動の届出に係る文書は、別記第四号様式によるものとする。

(政治団体の台帳の調製及び保管)

第五条 法第七条の三第一項に規定する政治団体の台帳（以下「政治団体の台帳」という。）は、カード式とし、別記第五号様式に準じて調製するものとする。

2 政治団体の台帳は、法令の規定による届出等があつた場合には、遅滞なく、その旨を記載する等、常に、政治団体に関する正確な記録が行われるよう整備されなければならない。

3 法第十七条第三項の規定により政治団体の解散等の公表をした場合、法第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる者（以下この項において「政治団体とみなされる者」という。）が同条第二項の規定により読み替えて適用される法第十二条第一項の規定による報告書若しくは法第十八条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第十七条第一項の規定による報告書を提出した場合又は政治団体とみなされる者がこれらの報告書をその提出期限までに提出しない場合においては、直ちに、政治団体の台帳より当該政治団体に係る記録を削除するものとし、その消除の日から五年間、当該記録を保存するものとする。

4 法第十八条の二第一項の規定により適用される法第七条の三第一項の規定により調製する政治団体台帳は、他の政治団体台帳と区分し、その調製の日から五年間、保存するものとする。

(会計帳簿の種類、様式及び記載要領)

第六条 法第九条第一項の会計帳簿の種類は、収入簿、支出簿及び運用簿とする。

2 前項の収入簿、支出簿及び運用簿の様式及び記載要領は、別記第十三号様式によるものとする。

(収入及び支出の項目等)

第七条 法第十二条第一項第一号に規定する総務省令で定める項目は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法第五条第二項の規定により寄附とみなされるものを含む。以下同じ。）による収入、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入とする。

2 法第十二条第一項第二号及び第十八条第四項第二号に規定する総務省令で定める項目は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費とする。

3 法第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める経費は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費とする。

(会計帳簿の種類、様式及び記載要領)

第六条 法第九条第一項に規定する会計帳簿の種類は、次のとおりとし、その様式及び記載要領は、別記第六号様式に定めるところによる。

- 一 収入簿
- 二 支出簿
- 三 運用簿

(法第十二条第一項等の総務省令で定める項目)

第七条 法第十二条第一項第一号に規定する総務省令で定める項目は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法第五条第二項の規定により寄附とみなされるものを含む。以下同じ。）による収入、発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入とする。

2 法第十二条第一項第二号及び第十八条第四項第二号に規定する総務省令で定める項目は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費とする。

(収支報告書の様式及び記載要領)

第八条 法第十二条第一項の報告書(以下「収支報告書」という。)  
の様式及び記載要領並びに法第二十九条に規定する文書の様式  
は、別記第十四号様式に定めるところによる。

(領収書等の写しの提出方法等)

第九条 法第十二条第二項に規定する領収書等を徴し難かつた支出  
の明細書は、別記第十五号様式によるものとする。

2 法第十二条第二項に規定する支出の目的を記載した書面(以下  
この条において「支出目的書」という。)は、次の各号に掲げる  
区分に応じ当該各号に定める文書とする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第十六号様式の文書

二 振込明細書に支出の目的が記載されている場合(会計責任者  
が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。  
) 当該振込明細書の写し

3 法第十二条第二項の規定により支出目的書として前項第二号に  
定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提  
出することを要しない。

4 法第十二条第二項の規定により提出する領収書等又は振込明細  
書の写し(第二項第二号に定める振込明細書の写しを含む。)は

(法第十二条第一項第二号の総務省令で定める経費)

第八条 法第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める経費  
は、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費とする。

(収支報告書の様式及び記載要領)

第九条 法第十二条第一項に規定する報告書の様式及び記載要領並  
びに法第二十九条に規定する文書の様式は、別記第七号様式に定  
めるところによる。

(領収書等の写し等の提出方法)

第十条 法第十二条第二項の規定により領収書等の写し又は振込明  
細書の写しを提出する場合には、これらを第七条に規定す  
る支出の項目ごとに分類して提出しなければならない。

2 法第十二条第二項に規定する領収書等を徴し難かつた旨並びに  
支出の目的、金額及び年月日を記載した書面並びに振込明細書の  
写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面(以下「支出の  
目的を記載した書面」という。)は、それぞれ別記第八号様式及  
び別記第八号様式の二によるものとする。ただし、振込明細書に  
支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをも  
つて支出の目的を記載した書面とすることができる。

、当該領収書等又は振込明細書を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写したものとす。

5 法第十二条第二項の規定により提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、第七条第二項に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

(監査意見書の様式)

第十条 法第十四条第一項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第十七号様式によるものとする。

(政治団体の解散等の届出)

第十一条 法第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第十八号様式

二 法第十八条第五項の規定により政治団体の本部が届出をする

場合 別記第十九号様式

(政党の支部が設立の届出に添付する文書)

第十二条 令第八条第三項の規定により読み替えて適用される令第

(法第十四条第一項の監査意見書)

第十一条 法第十四条第一項に規定する監査意見を記載した書面は、別記第九号様式によるものとする。

(解散等の届出)

第十二条 法第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出は、別記第十号様式によるものとする。

(政治団体の本部による支部の解散の届出)

第十二条の二 法第十八条第五項の規定により政治団体の本部がする法第十七条第一項の解散の届出は、別記第十号様式の二によるものとする。

【再掲】

(政党等が設立の届出に添付する文書)

第二条 令第五条第二号から第四号までに規定する文書(令第八条

第五条第四号（以下この条及び第四十条において「読替え後の令第五条第四号」という。）に掲げる文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準ずるものとする。

一 読替え後の令第五条第四号に規定する書面 別記第二十号様式

二 読替え後の令第五条第四号に規定する政党の証明書 別記第二十一号様式

（特定パーティーの届出に添付する文書）

第十三条 令第九条第二項の規定により読み替えて適用される令第五条第一号に掲げる文書は、別記第二十二号様式によるものとする。

## 第二章 公職の候補者に係る資金管理団体の届出等

第十四条 法第十九条第二項に規定する文書は、別記第二十三号様式によるものとする。

2 法第十九条第三項の規定による届出に係る文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式によるものとする。

一 法第十九条第三項第一号に該当するとき 別記第二十四号様式

二 法第十九条第三項第二号に該当するとき 別記第二十五号様式

第三項の規定により読み替えて適用される令第五条第四号に規定する文書を含む。）は、別記第二号様式から第二号様式の七までに準ずるものとする。

2 (略)

### 【再掲】

（政治団体以外の者が開催する特定パーティーに係る届出に添付する文書）

第一条の二 政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号。以下「令」という。）第九条第二項の規定により読み替えて適用される令第五条第一号に規定する文書は、別記第一号様式の二によるものとする。

（資金管理団体の指定又は取消し等の届出）

第十三条 法第十九条第二項に規定する文書並びに同条第三項第一号及び第二号に該当するときの届出に係る文書は、別記第十一号様式によるものとする。

式

三 法第十九条第三項第三号に該当するとき 別記第二十六号様式

第三章 国会議員関係政治団体に関する特例等

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第十五条 法第十九条の八第一項に規定する文書は、別記第二十七号様式によるものとする。

2 法第十九条の八第二項に規定する文書は、別記第二十八号様式によるものとする。

(政治資金監査報告書の様式)

第十六条 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書は、別記第二十九号様式によるものとする。

(資金管理団体の届出事項に係る異動の届出)

第十四条 法第十九条第三項第三号に該当するときの資金管理団体の届出事項の異動の届出に係る文書は、別記第十二号様式によるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第十四条の二 法第十九条の八第一項及び第二項に規定する文書は、それぞれ別記第十二号様式の二及び別記第十二号様式の三によるものとする。

(法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書)

第十四条の二の二 法第十九条の十三第三項に規定する政治資金監査報告書は、別記第十二号様式の四によるものとする。

(政治資金監査を行うことができない者)

第十七条 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者

二 国会議員関係政治団体の役員又はその配偶者

三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

(少額領収書等の写しの提出方法)

第十八条 第九条第四項及び第五項の規定は、法第十九条の十六第六項の規定により提出する少額領収書等の写しについて準用する。この場合において、第九条第五項中「支出目的書は」とあるのは、「支出目的書は、これらの書面に係る支出がされた年を単位とし、かつ」と読み替えるものとする。

(少額領収書等の写しに係る提出期間の延長)

第十九条 法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間(次項において「相当の期間」という。)は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、三十日とする。

一 法第十九条の十六第六項に規定する期間(以下この条及び次条において「提出期間」という。)が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項各号に規定する公職の候補者に係

(法第十九条の十三第五項の総務省令で定める者)

第十四条の二の三 法第十九条の十三第五項に規定する総務省令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 代表者、会計責任者又は会計責任者に事故があり若しくは会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者の配偶者

二 役員又はその配偶者

三 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては、同号の公職の候補者又はその配偶者

(少額領収書等の写しの提出方法)

第十四条の二の四 法第十九条の十六第六項の規定により同条第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しを提出する場合においては、当該少額領収書等を複写機により日本工業規格A列四番の用紙に複写し、これらを当該少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、第七条第二項に規定する支出の項目ごとに分類して提出しなければならない。

(法第十九条の十六第七項の総務省令で定める相当の期間)

第十四条の二の五 法第十九条の十六第七項に規定する総務省令で定める相当の期間は、次の各号に掲げるときについて、それぞれ三十日とする。

一 法第十九条の十六第五項の規定による命令があつた日から二十日以内の期間に、法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者、同

る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。

二 法第十九条の十六第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため当該国会議員関係政治団体の事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があると認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、法第十九条の十六第五項の規定による命令があつた日から五十日以内にすべての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情（次条において「特別な事情」という。）があるときには、相当の期間は、三十一年以上六十日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しのすべてを提出するため必要な最小限度の期間とする。

（提出期間延長に係る文書に記載すべき事項）

第二十条 法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、同条第五項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める事項とする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき 公職の候補者の氏名及び選挙の種類
- 二 前条第一項第二号に掲げる事由に該当するとき 提出期間を延長しなければならない正当な事由

項第二号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間がかかるとき

二 法第十九条の十六第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、当該命令があつた日から二十日以内にそのすべてについて当該少額領収書等の写しを提出することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるとき

三 前二号に掲げる場合のほか、法第十九条の十六第六項に規定する期間を延長することにつき正当な理由があるとき

（法第十九条の十六第八項の総務省令で定める事項）

第十四条の二の六 法第十九条の十六第八項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十九条の十六第五項の規定による命令があつた日
- 二 前条第一号に掲げる場合にあつては、公職の候補者の氏名、選挙の種類、当該選挙の期日の公示又は告示の日及び当該選挙の期日

三 特別な事情があるとき 当該特別な事情

(少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項)

第二十一条 法第十九条の十六第十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条の十六第四項に規定する開示請求者（次条において「開示請求者」という。）が求めることができる開示の実施の方法

二 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料の額

三 開示を実施することができる日、時間及び場所

四 少額領収書等の写しの送付を求めることができる旨並びにその場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(開示の実施に関して開示請求者が申し出る事項)

第二十二条 令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求者が求める開示の実施の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は開示決定に係る少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 法第十九条の十六第十一項の規定による決定に係る少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 開示の実施（次号に規定する場合を除く。）を希望する日

三 前条第二号及び第三号に掲げる場合にあつては、事務の状況その他の事情

(法第十九条の十六第十一項の総務省令で定める事項)

第十四条の二の七 法第十九条の十六第十一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十九条の十六第十一項の規定による決定（次条において「開示決定」という。）に係る少額領収書等の写しについて求めることができる開示の実施の方法

二 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に係る手数料の額

三 開示を実施することができる日、時間及び場所

四 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

(令第十一条第一項の総務省令で定める事項)

第十四条の二の八 令第十一条第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 求める開示の実施の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は開示決定に係る少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る少額領収書等の写しの一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 開示の実施を希望する日

四 少額領収書等の写しの送付を求める場合にあっては、その旨

(更に開示を受ける旨の申出)

第二十三条 令第十一条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書でしなければならない。

- 一 更に開示を受ける旨
- 二 最初に開示を受けた日
- 三 前条各号に掲げる事項

2 前項の申出においては、既に開示を受けた少額領収書等の写しについて、当該開示の実施の方法と同一の方法による開示の実施を求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(少額領収書等の写しに係る写しの用紙の大きさ)

第二十四条 令第十二条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本工業規格A列四番とする。

(登録政治資金監査人名簿の登録事項)

第二十五条 法第十九条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 本籍
- 二 法第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者である旨
- 三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

四 写しの送付の方法による少額領収書等の写しの開示の実施を求める場合にあっては、その旨

(更なる開示の申出)

第十四条の二の九 令第十一条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- 一 法第十九条の十六第十一項に規定する通知があつた日
- 二 最初に開示を受けた日
- 三 前条各号に掲げる事項

2 前項の場合において、既に開示を受けた少額領収書等の写し(その一部につき開示を受けた場合にあっては、当該部分)につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該少額領収書等の写しについて求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りではない。

(令第十二条第一号の総務省令で定める大きさ)

第十四条の二の十 令第十二条第一号に規定する総務省令で定める大きさは、日本工業規格A列四番とする。

(登録事項)

第十四条の三 法第十九条の十八第一項に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 本籍
- 二 法第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する旨
- 三 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合  
当該弁護士法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。）の所在地
- ロ イに掲げる場合以外の場合 勤務する事務所の名称及びその所在地
- 四 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める事項

（登録政治資金監査人名簿の様式等）

第二十六条 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。

2 法第十九条の十九第三項の規定による調製は、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。）を操作することにより行うものとする。

（登録政治資金監査人に係る登録申請書）

第二十七条 法第十九条の二十第一項に規定する登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。

- 一 戸籍の抄本（三月以内に作成されたものに限る。）
- 二 住民票の写し（三月以内に作成されたものに限る。）

- イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合  
当該弁護士法人、監査法人又は税理士法人の名称及び所属事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所を含む。）の所在地
- ロ イに掲げる場合以外の場合 勤務する事務所の名称及びその所在地
- 四 前各号に掲げる事項のほか政治資金適正化委員会が必要であると認めたもの

（登録政治資金監査人名簿）

第十四条の四 登録政治資金監査人名簿は、政治資金適正化委員会の定める様式による。

2 政治資金適正化委員会は、法第十九条の十九第三項の規定により登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する場合には、電子計算機（電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。）の操作によるものとする。

（登録の申請）

第十四条の五 法第十九条の二十第一項の登録申請書（次項において「登録申請書」という。）には、次に掲げる書類等（官公署が証明する書類等の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

- 一 申請者の写真（撮影後三月以内のものに限る。）
- 二 戸籍抄本

三 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

四 法第十九条の二十第一項に規定する申請者の写真（三月以内に撮影されたものに限る。）

五 前各号に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面

2 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式によるものとする。

（登録政治資金監査人証票の様式）

第二十八条 登録政治資金監査人証票は、別記第三十号様式によるものとする。

（登録政治資金監査人証票の再交付等の手続）

第二十九条 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、政治資金適正化委員会の定める様式に従い、当該亡失又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当該書面に添付して返還しなければならない。

2 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

三 住民票の写し

四 法第十九条の十八第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

五 前各号に掲げる書類等のほか政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの

2 登録申請書は、政治資金適正化委員会の定める様式による。

（登録政治資金監査人証票）

第十四条の六 登録政治資金監査人証票は、別記第十二号様式によるものとする。

（登録政治資金監査人証票の再交付等の手続）

第十四条の七 登録政治資金監査人は、登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したときは、政治資金適正化委員会の定める様式に従い、当該亡失又は損壊した登録政治資金監査人証票の番号、当該亡失又は損壊した年月日及び場所その他参考となるべき事項を記載した書面を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。この場合において、登録政治資金監査人証票が損壊したため当該書面を提出するときは、当該損壊した登録政治資金監査人証票を当該書面に添付して返還しなければならない。

2 登録政治資金監査人証票を亡失し、又は損壊したためその再交付を申請する登録政治資金監査人は、政治資金適正化委員会の定める様式の再交付申請書を、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、必要があると認めるときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

(登録政治資金監査人に係る変更登録の申請)

第三十条 法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でしなければならない。この場合においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(登録政治資金監査人に係る登録の抹消に関する申請等)

第三十一条 法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。

2 法第十九条の二十三第二項の規定による届出は政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。

(政治資金監査に関する研修)

第三十二条 法第十九条の二十七第一項に規定する政治資金監査に関する研修は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として行われるものとする。

2 前項の研修は、政治資金監査に関する具体的な指針に係る研修を主たる内容とし、政治資金の制度に関する専門的知識その他の

3 政治資金適正化委員会は、必要があると認めるときは、登録政治資金監査人に交付している登録政治資金監査人証票を他の登録政治資金監査人証票に差し替えることができる。

(変更登録の申請)

第十四条の八 法第十九条の二十一の規定による変更の登録の申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合においては、当該変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

(登録の抹消に関する申請等)

第十四条の九 法第十九条の二十三第一項の規定による申請は、政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。

2 法第十九条の二十三第二項の規定による届出は政治資金適正化委員会の定める様式の文書でなければならない。この場合において、当該届出をする者が当該登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付しなければならない。

(政治資金監査に関する研修)

第十四条の十 法第十九条の二十七第一項の政治資金監査に関する研修（以下この条において「政治資金監査研修」という。）は、登録政治資金監査人として必要な専門的知識を修得させることを目的として行われるものとする。

2 政治資金監査研修は、政治資金監査に関する具体的な指針の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、政治資金の制度に関

登録政治資金監査人として必要な専門的知識に係る研修を含むものとする。

3 第一項の研修は、同項の目的を達成できるよう適切な方法により行わなければならない。

(政治資金適正化委員会の参事官)

第三十三条 政治資金適正化委員会の事務局に、参事官一人を置く。

2 参事官は、事務局長の命を受けて、局務のうち重要事項に係るものを総括整理する。

#### 第四章 報告書の公開

(収支報告書の要旨の公表の様式)

第三十四条 法第二十条第一項の規定による公表は、別記第三十一号様式に準じて行うものとする。

(収支報告閲覧対象文書の閲覧)

第三十五条 法第二十条の二第二項の規定による総務大臣が受理した収支報告閲覧対象文書（令第十八条第一項に規定する収支報告閲覧対象文書をいう。以下この条及び次条において同じ。）の閲覧は、総務大臣が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。

する専門的知識その他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得に係るものをその内容を含むものとする。

3 政治資金監査研修の実施に当たっては、当該研修において修得することが求められている知識の修得がなされるための適切な方法により行わなければならない。

(参事官)

第十四条の十一 政治資金適正化委員会の事務局に、参事官一人を置く。

2 参事官は、事務局長の命を受けて、局務の重要事項に係るものを総括整理する。

(収支報告書の要旨の公表)

第十五条 法第十二条第一項又は法第十七条第一項の規定による報告書に係る法第二十条第一項の規定による要旨の公表は、別記第十三号様式に準じて行うものとする。

(収支報告閲覧対象文書の閲覧)

第十六条 法第二十条の二第二項の規定による報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告閲覧対象文書」という。）のうち総務大臣において受理したものの閲覧は、総務大臣の指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。

2 前項の収支報告閲覧対象文書は、同項の場所以外に持ち出すことができない。

3 第一項の収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反した者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付)

第三十六条 法第二十条の二第二項の規定による総務大臣が受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付の請求(以下この条において「交付請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した文書(次項において「交付請求書」という。)でしななければならない。

一 交付請求をする者(以下この条において「交付請求者」という。)の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 交付請求に係る政治団体の名称及び収支報告閲覧対象文書に係る収入又は支出がされた年

三 交付請求者が求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法(複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法)

四 収支報告閲覧対象文書の写しの送付を求める場合にあつては、その旨

2 総務大臣は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは

2 収支報告閲覧対象文書は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

3 収支報告閲覧対象文書は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(収支報告閲覧対象文書の写しの交付)

第十七条 法第二十条の二第二項の規定により、総務大臣の受理した収支報告閲覧対象文書の写しの交付を請求しようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「交付請求書」という。)を総務大臣に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告閲覧対象文書に係る収入及び支出がされた年

三 求める写しの交付の方法(複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告閲覧対象文書の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法)

四 写しの送付の方法による収支報告閲覧対象文書の写しの交付を求める場合にあつては、その旨

2 総務大臣は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは

、交付請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

3 総務大臣は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあつた日から三十日以内に、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣は、交付請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、総務大臣は、交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて法第二十条の第二二項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうち相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、総務大臣は、第三項に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの収支報告閲覧対象文書の写しについて当該交付をする期限

、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

3 総務大臣は、法第二十条の第二二項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあつた日から三十日以内に、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 法第二十条の第二二項の規定による請求に係る収支報告閲覧対象文書が著しく大量であるため、当該請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて第三項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、総務大臣は、当該請求に係る収支報告閲覧対象文書のうち相当の部分につき当該期間内に第三項の規定による交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、総務大臣は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの収支報告閲覧対象文書について第三項の規定による交付をする期限

第五章 寄附等に関する制限

(資本的支出として総務省令で定める支出)

第三十七条 令第二十一条第一項第三号に規定する資本的支出として総務省令で定める支出は、土地の購入費並びに建物の購入費及び建設費に係る支出とする。

(純資産から控除する資本金等)

第三十八条 令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 株式会社 次のイからハまでに掲げるもの
    - イ 資本金
    - ロ 資本準備金
    - ハ 利益準備金
  - 二 新株式申込証拠金
  - ホ 評価・換算差額等
  - ヘ 新株予約権
- 二 持分会社 次のイからハまでに掲げるもの
- イ 資本金
  - ロ 出資金申込証拠金
  - ハ 評価・換算差額等

(政治資金パーティーを告知する文言)

(資本的支出として総務省令で定める支出)

第十八条 令第二十一条第一項第三号に規定する資本的支出として総務省令で定める支出は、土地の購入費並びに建物の購入費及び建設費に係る支出とする。

(令第二十二条の総務省令で定めるもの)

第十九条 令第二十二条に規定する総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 株式会社 次のイからハまでに掲げるもの
    - イ 資本金
    - ロ 資本準備金
    - ハ 利益準備金
  - 二 新株式申込証拠金
  - ホ 評価・換算差額等
  - ヘ 新株予約権
- 二 持分会社 次のイからハまでに掲げるもの
- イ 資本金
  - ロ 出資金申込証拠金
  - ハ 評価・換算差額等

(法第二十二条の八第五項の総務省令で定める文言)

第三十九条 法第二十二條の八第五項に規定する総務省令で定める文言は、「この催物は、政治資金規正法第八條の二に規定する政治資金パーティーです。」とする。

## 第六章 補則

(民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成)

第四十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。)第四條第一項の主任務省令で定める作成(電子文書法第二條第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。)は、法第六條第二項、第七條第一項、第十四條第一項(第十七條第四項において準用する場合を含む。)、又は第十九條の十四の規定による提出又は届出(次條第一項において「法第六條第二項等の規定による提出等」という。)を電子情報処理組織(法第十九條の十五に規定する電子情報処理組織をいう。次條第一項において同じ。)を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

- 一 令第五條第二号に規定する承諾書及び宣誓書
- 二 令第五條第六号イに定める文書
- 三 法第十四條第一項に規定する監査意見を記載した書面
- 四 読替え後の令第五條第四号に規定する書面
- 五 読替え後の令第五條第四号に規定する政党の証明書
- 六 法第十九條の八第一項に規定する文書
- 七 法第十九條の八第二項に規定する文書

第二十条 法第二十二條の八第五項に規定する総務省令で定める文言は、「この催物は、政治資金規正法第八條の二に規定する政治資金パーティーです。」とする。

八 法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書

2 電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する方法により行わなければならない。

3 前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第八条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等）  
第四十一条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合における前条第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

2 電子文書法第六条第一項の規定による前項に規定する文書の交付等は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の

使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電子文書法第六条第一項に規定する方法による交付等を受け、その旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物に係るファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

4 第二項の場合における民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第8号）第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第二項各号に掲げる方法のうち、当該民間事業者等が用いるもの

二 ファイルへの記録の方式

改正案	改正前
<p>第1号様式（第1条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2</u> 政治団体の支部にあつては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p>	<p>第1号様式（第1条関係）</p> <p>(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p>

別記第2号様式(第2条関係) (略) 【所属国会議員届】  
別記第3号様式(第2条関係) (略) 【承諾書及び宣誓書】  
別記第4号様式(第2条関係) (略) 【得票総数届】  
別記第5号様式(第2条関係) (略) 【宣誓書】  
別記第6号様式(第2条関係) (略) 【政党の支部の状況に関する届】

別記第7号様式(第2条関係) (略) 【国会議員氏名届】  
別記第8号様式(第2条関係) (略) 【被推薦書】

別記第1号様式の2(第1条の2関係) 【削除】 ※別記第22号様式へ移動  
別記第2号様式(第2条第1項関係) (略)  
別記第2号様式の2(第2条第1項関係) (略)  
別記第2号様式の3(第2条第1項関係) (略)  
別記第2号様式の4(第2条第1項関係) (略)  
別記第2号様式の5(第2条第1項関係) (略)  
別記第2号様式の6(第2条第1項関係) 【削除】 ※別記第20号様式へ移動  
別記第2号様式の7(第2条第1項関係) 【削除】 ※別記第21号様式へ移動  
別記第2号様式の8(第2条第2項関係) (略)  
別記第2号様式の9(第2条第2項関係) (略)

第9号様式（第3条関係）

政治資金団体指定届

平成 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

代表者の氏名

㊟

平成 年 月 日に政治資金団体となるべき団体として（ ）を指定したので、政治資金規正法第6条の2第2項の規定により届け出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 この届出書には、政党が政治資金団体となるべき団体として指定する旨の文書の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

政治資金団体指定届

平成 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

代表者の氏名

㊟

政治資金団体となるべき団体として（ ）を指定したので、政治資金規正法第6条の2第2項の規定により届け出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 この届出書には、政党が政治資金団体となるべき団体として指定する旨の文書の写しを添付すること。
- 4 政治資金団体の指定の取消しの届出は、この様式に準じて行うこと。

政治資金団体指定取消届

平成 年 月 日

総務大臣 殿

政党の名称

代表者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年 月 日に（ ）に対する政治資金団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第6条の2第2項の規定により届け出ます。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 この届出書には、政党が政治資金団体の指定を取り消す旨の文書の写しを添付すること。

**第 1 1 号様式**（第 4 条関係）

届 出 事 項 等 の 異 動 届

平成 年 月 日

総 務 大 臣  
殿  
何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名 ㊟

{政治資金規正法第 6 条第 1 項の規定により届け出た事項  
政治資金規正法第 6 条第 2 項の規定により提出した綱領等の内容} に異動があつた  
ので、同法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動事項
- 2 内 容
  - (1) 新
  - (2) 旧
- 3 異動年月日

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第 5 条第 4 号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

**第 4 号様式**（第 4 条関係）

届 出 事 項 の 異 動 届

平成 年 月 日

総 務 大 臣  
殿  
何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称  
事務所の所在地  
代表者の氏名 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第 7 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動事項
- 2 内 容
  - (1) 新
  - (2) 旧
- 3 異動年月日

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第 6 条第 2 項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

## 別紙

## 1 支部の数

新

旧

## 2 異動の内容

(設立した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(解散した支部)

名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>

(異動があつた支部)

支部の名称	名 称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	新			<input type="checkbox"/>
	旧			<input type="checkbox"/>

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあつた支部ごとにまとめて記載すること。
- 1以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区の区域）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「✓」を記入すること。
- 記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

第12号様式（第5条関係）

(表)

				五十音順分類		
政治団体の名称	(ふりがな)			届出年月日	事由発生年月日	
主たる事務所の所在地	(〒)		(電話)	届出年月日	事由発生年月日	
	(〒)		(電話)			
代表者	(ふりがな)	(〒) (住所)	(生年月日)	(届出年月日)	(選任年月日)	
	氏名	(電話)				
会計責任者	(〒) ( )	(電話)		(届出年月日)	(選任年月日)	
	(〒) ( )	(電話)				
会計責任者の職務代行者	(〒) ( )	(電話)		(届出年月日)	(選任年月日)	
	(〒) ( )	(電話)				
政治資金団体又は資金管理団体の指定の有無	(有無)	〔政治資金団体として指定をした政党名又は資金管理団体の届出をした者の氏名〕	〔資金管理団体の届出をした者の公職の種類〕	(届出年月日)	(指定年月日)	
				(取消等年月日)		
支部の有無 (政治団体の支部である旨)	課税上の優遇措置の適用関係の有無				(届出年月日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)				(届出年月日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	(公職の候補者の氏名)	〔公職の候補者に係る公職の種類〕			(届出年月日)	(事由発生年月日)
設立届出年月日	・	・	解散等の公表年月日	・	・	
組織年月日	・	・	解散等の年月日	・	・	

第5号様式（第5条関係）

(表)

				五十音順分類		
政治団体の名称	(ふりがな)			届出年月日	事由発生年月日	
主たる事務所の所在地	(〒)		(電話)	届出年月日	事由発生年月日	
	(〒)		(電話)			
代表者	(ふりがな)	(〒) (住所)	(生年月日)	(届出年月日)	(選任年月日)	
	氏名	(電話)				
会計責任者	(〒) ( )	(電話)		(届出年月日)	(選任年月日)	
	(〒) ( )	(電話)				
会計責任者の職務代行者	(〒) ( )	(電話)		(届出年月日)	(選任年月日)	
	(〒) ( )	(電話)				
資金管理団体(指定団体)の指定の有無	(有無)	〔資金管理団体(指定団体)の届出をした者の氏名〕	(公職の種類)	(届出年月日)	(指定年月日)	
				(取消等年月日)		
支部の有無 (政治団体の支部である旨)			課税上の優遇措置の適用関係の有無			
政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	(代表者である公職の候補者に係る公職の種類)				(届出年月日)	(事由発生年月日)
政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	(公職の候補者の氏名)	〔公職の候補者に係る公職の種類〕			(届出年月日)	(事由発生年月日)
設立届出年月日	・	・	解散等の告示年月日	・	・	
組織年月日	・	・	解散等の年月日	・	・	



(記載要領)

- 1 政党の支部又はその他の政治団体の支部にあつては、「政治団体の名称」欄にその名称を記載するとともに、当該支部を支部とする政党又はその他の政治団体の名称を「(本部) 何々」の例により記載すること。
- 2 支部を有する政党について支部の数又は各支部の状況に異動があつた場合には、「届出事項等の公表関係」の項「内容」の欄に「支部の状況」と記載し、「支部の数」に異動があつた場合にあっては、併せて異動後の支部の数を「(支部の数何々)」の例により記載すること。
- 3 法第 17 条第 2 項の適用を受けた政治団体については、「(備考)」欄に、「法第 17 条第 2 項適用 平成何年何月何日」というように記載すること。
- 4 法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体については、「組織年月日」欄には、政治団体とみなされることとなつた日を記載し、「収支報告書の提出及び公表の状況」欄には、法第 18 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される法第 12 条第 1 項又は第 17 条第 1 項の規定による報告書の提出日及び公表日を記載し、「(備考)」欄には、政治資金パーティーの名称、開催年月日、開催場所及び収益の予定支出先並びに台帳調製の日を記載すること。

改正案	改正前
<p><b>第13号様式</b>（第6条関係）</p> <p>（略）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1 収入簿</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） （略）</p> <p>ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「<u>特甲野太郎</u>」というように記載すること。<u>また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。</u></p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>（6）・（7） （略）</p> <p>（8） 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。<u>また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体</u></p>	<p><b>第6号様式</b>（第6条関係）</p> <p>（略）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1 収入簿</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5） （略）</p> <p>ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載すること。なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「<del>特</del>甲野太郎」というように記載すること。</p> <p>イ・ウ （略）</p> <p>（6）・（7） （略）</p> <p>（8） 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載すること。</p>

<p>と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>2 支出簿</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 事務所費 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、<u>火災保険料等の各種保険料</u>、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>なお、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(9)～(13) (略)</p> <p>2 支出簿</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 事務所費 事務所の借料損料(地代、家賃)、公租公課、<u>火災保険金等の各種保険金</u>、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--

改正案	改正前
<p><b>第14号様式</b>（第8条関係）</p> <p>（略）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。</p> <p><b>【23(1)に移動】</b></p> <p>3 （略）</p> <p>4 様式（その1）について （1）～（5） （略）</p> <p><b>【23(2)に移動】</b></p> <p>5 （略）</p> <p>6 様式（その3）について</p>	<p><b>第7号様式</b>（第9条関係）</p> <p>（略）</p> <p>（記載要領）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この報告書は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で、その年におけるすべての収入及び支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）の総額、項目別の金額及び資産等並びに以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載すること。<u>なお、政治団体のうち法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び以下に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 様式（その1）について （1）～（5） （略）</p> <p><u>（6） 特定パーティー開催団体にあつては、当該特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「平成 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 様式（その3）について</p>

(1)・(2) (略)

(3) 政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

7～9 (略)

10 様式(その7)について

(1)・(2) (略)

(3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特**甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(4) (略)

11・12 (略)

13 様式(その10)について

(1) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー(政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。

(2) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係るこれらの事項について「備考」欄に併せて記載すること。

(3) 特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれ

(1)・(2) (略)

7～9 (略)

10 様式(その7)について

(1)・(2) (略)

(3) 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特**甲野太郎」というように記載すること。

(4) (略)

11・12 (略)

13 様式(その10)について

機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティー(政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下同じ。)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合には、これらのパーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数を記載すること。なお、特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、当該特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係るこれらの事項について「備考」欄に併せて記載すること。

る政治資金パーティーを他の政治団体と共同で開催した場合にあつては、その旨及び当該他の政治団体の名称を「備考」欄に記載すること。

14 様式（その 11）について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（

報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。以下(1)及び 15 において同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が 20 万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。

政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係る支払われた対価の金額及び年月日について「備考」欄に併せて記載すること。なお、一の政治資金パーティーに係る 20 万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(2) (略)

15 (略)

16 様式（その 13）について

(略)

(1) 経常経費

ア～ウ (略)

14 様式（その 11）について

(1) 一の政治資金パーティーの対価に係る収入（特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。以下同じ。）のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が 20 万円を超えるものについては、政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業並びに当該支払われた対価の金額及び年月日を当該欄に記載するものとし、記載の要領は、政治資金パーティーごとに別葉とし、「政治資金パーティーの名称」欄には当該政治資金パーティーの名称を記載すること。特定パーティー開催団体以外の政治団体にあつては、当該政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものがある場合においては、前年以前において収受されたものに係るこれらの事項

について「備考」欄に併せて記載すること

。なお、一の政治資金パーティーに係る 20 万円以下の対価の支払についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。

(2) (略)

15 (略)

16 様式（その 13）について

(略)

(1) 経常経費

ア～ウ (略)

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) (略)

17 様式（その 14）について

(1)・(2) (略)

(3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」「新聞購読料」「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険料」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

(4) (略)

18～22 (略)

23 法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体について

(1) 政治団体のうち法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、報告書を提出する日現在で、当該特定パーティー開催団体の開催した政治資金パーティーに係るすべての収入（予定される収入を含む。）及び支出（予定される支出を含む。）の総額、項目別の金額及び上記に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載するものとし、予定される収入又は支出を記載する場合においては、当該収入又は支出が、予定される収入又は支出である旨を「備考」欄に記載すること。

(2) 様式（その 1）については次のように記載すること。

エ 事務所費 事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

(2) (略)

17 様式（その 14）について

(1)・(2) (略)

(3) 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば、「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」「新聞購読料」「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険金」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

(4) (略)

18～22 (略)

【2より移動】

ア 「活動区域の区分」欄の中の「□」については、政治資金パーティーを開催する場所について、該当するものに「✓」を記入すること。

イ 特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「平成 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。

24 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し

、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお、第9条第2項第1号に掲げる場合にあつては、振込明細書の写しを当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

【新設】

【4(6)より移動】

23 この報告書を提出する際には、政党又は政治資金団体にあつては、監査意見書及び領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限り。以下同じ。）を提出すること。国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては、領収書等の写しを提出すること。なお、領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。

24 領収書等を徴し難いときは、領収書等を徴し難かつた支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。以下同じ。）を提出すること。なお、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類し、当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。

別記第15号様式 (第9条関係) (略) 【領収書等を徴し難かつた支出の明細書】  
別記第16号様式 (第9条関係) (略) 【振込明細書に係る支出目的書】  
別記第17号様式 (第10条関係) (略) 【監査意見書】  
別記第18号様式 (第11条関係) (略) 【政治団体解散届】  
別記第19号様式 (第11条関係) (略) 【政治団体支部解散届】  
別記第20号様式 (第12条関係) 【新設】 【政党の状況等に関する届】  
※旧別記第2号様式の6  
別記第21号様式 (第12条関係) 【新設】 【支部証明書】  
※旧別記第2号様式の7  
別記第22号様式 (第13条関係) 【新設】 【特定パーティー開催計画書】  
※旧別記第1号様式の2

別記第8号様式 (第10条第2項関係) (略)  
別記第8号様式の2 (第10条第2項関係) (略)  
別記第9号様式 (第11条関係) (略)  
別記第10号様式 (第12条関係) (略)  
別記第10号様式の2 (第12条の2関係) (略)

資 金 管 理 団 体 指 定 届

平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿  
何 (都道府県) 選挙管理委員会

公職の種類  
氏 名 ㊟  
住 所

平成 年 月 日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の氏名

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

平成 年 月 日  
氏 名 ㊟

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区 (現職)」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区 (候補者等)」の例により記載すること。

資 金 管 理 団 体 指 定 届

平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿  
何 (都道府県) 選挙管理委員会

氏 名 ㊟  
住 所

資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

- 1 公職の種類
- 2 資金管理団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の氏名
- 5 指定年月日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 東京都第〇区選挙区 (現職)」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 近畿選挙区 (候補者)」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員 乙郡選挙区 (候補者となろうとする者)」の例により記載すること。
- 4 法第 19 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に該当するときの届出は、この様式に準じて行うこと。
- 5 資金管理団体として指定するに当たっては、政治資金規正法第 19 条の 2 の 2 の規定により、資金管理団体は、不動産 (土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権をいう。) を取得し、又は保有してはならないこととされていることに留意すること。

資 金 管 理 団 体 指 定 取 消 届

平成 年 月 日

総 務 大 臣  
殿  
何（都道府県）選挙管理委員会

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

住 所 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、  
政治資金規正法第 19 条第 3 項第 1 号の規定により届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

-----  
宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

資 金 管 理 団 体 で な く な っ た 旨 の 届

平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿  
何（都道府県）選挙管理委員会

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

住 所 \_\_\_\_\_

下記の政治団体は、平成 年 月 日に（ \_\_\_\_\_ ）により、  
資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第 19 条第 3 項第 2 号の規定により届け出  
ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地

-----  
宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

平成 年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 （ ）には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資  
金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第  
19 条第 1 項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 5 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあつては、この届出は新たに選任され  
た代表者が行い、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載  
すること。

第 26 号様式 (第 14 条関係)

資金管理団体届出事項の異動届

平成 年 月 日

総務大臣  
殿  
何(都道府県)選挙管理委員会

氏名  
住所 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第 19 条第 3 項第 3 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 異動事項
- 3 内容
  - (1) 新
  - (2) 旧
- 4 異動年月日

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

第 12 号様式 (第 14 条関係)

資金管理団体届出事項の異動届

平成 年 月 日

総務大臣  
殿  
何(都道府県)選挙管理委員会

氏名  
住所 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第 19 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資金管理団体の名称
- 2 異動事項
- 3 内容
  - (1) 新
  - (2) 旧
- 4 異動年月日

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。

別記第27号様式(第15条関係) (略)

【国会議員関係政治団体に該当する旨の通知】

別記第12号様式の2(第14条の2関係) (略)

第 28 号様式 (第 15 条関係)

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

平成 年 月 日

政治団体の名称  
代表者の氏名

殿

氏 名  
住 所

㊞

私が衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は平成 年 月 日に政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要がありますので、同法第 19 条の 8 第 2 項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 この通知は、法第 19 条の 8 第 1 項の規定による通知をした者が行うこと。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

第 12 号様式の 3 (第 14 条の 2 関係)

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

平成 年 月 日

政治団体の名称  
代表者の氏名

殿

過去の公職の種類

氏 名  
住 所

㊞

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体に平成 年 月 日から該当しなくなったため同法第 7 条第 1 項の規定による届出をする必要がありますので、同法第 19 条の 8 第 2 項の規定により通知します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 「過去の公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなる前の公職の種類について、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にあつた者にあつては「衆議院議員(現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとしていた者にあつては「衆議院議員(候補者等)」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

別記第29号様式 (第16条関係) (略)

別記第30号様式 (第28条関係) (略)

【政治資金監査報告書】

【登録政治資金監査人証票】

別記第12号様式の4 (第14条の2の2関係) (略)

別記第12号様式の5 (第14条の6関係) (略)

第31号様式（第34条関係）

政治団体の収支報告書の要旨〔平成 年分〕

〔単位 円〕

政治団体の名称  
 資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 資金管理団体の指定の期間  
 国会議員関係政治団体の区分  
 公職の候補者の氏名  
 公職の候補者に係る公職の種類  
 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間  
 報告年月日  
 1 収入総額  
     前年繰越額  
     本年收入額  
 2 支出総額  
 3 本年收入の内訳  
     個人の党費・会費  
     寄附  
         〔うち寄附のあつせんによるもの〕  
         個人分  
             〔うち特定寄附〕  
         団体分  
         政治団体分  
         政党匿名寄附  
     機関紙誌の発行その他の事業による収入  
         何々  
         何々  
         ⋮  
     借入金  
         何々  
         何々  
         ⋮  
     本部又は支部から供与された交付金に係る収入  
         何々  
         何々  
         ⋮  
     その他の収入  
         何々

第13号様式（第15条関係）

政治団体の収支報告書の要旨

政治団体の名称  
 資金管理団体の届出をした者の氏名  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類  
 国会議員関係政治団体の区分  
 公職の候補者の氏名  
 公職の候補者に係る公職の種類  
 報告年月日  
 1 収入・支出の総額  
     (1) 収入総額 \_\_\_\_\_ 円  
         ア 前年繰越額 \_\_\_\_\_ 円  
         イ 本年收入額 \_\_\_\_\_ 円  
     (2) 支出総額 \_\_\_\_\_ 円  
 2 収入・支出の内訳  
     (1) 収入の内訳  
         ア 個人の負担する党費又は会費 \_\_\_\_\_ 円  
             \_\_\_\_\_ 人  
         イ 寄附 \_\_\_\_\_ 円  
             (ア) 寄附（(イ)を除く。）(内訳別掲) \_\_\_\_\_ 円  
                 a 個人からの寄附 \_\_\_\_\_ 円  
                     〔うち特定寄附 \_\_\_\_\_ 円〕  
                 b 法人その他の団体からの寄附 \_\_\_\_\_ 円  
                 c 政治団体からの寄附 \_\_\_\_\_ 円  
                     (寄附のうち寄附のあつせんによるもの) \_\_\_\_\_ 円  
             (イ) 政党匿名寄附 \_\_\_\_\_ 円  
         ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入 \_\_\_\_\_ 円  
             (ア) 何々 \_\_\_\_\_ 円  
             (イ) 何々 \_\_\_\_\_ 円  
             ⋮  
         エ 借入金 \_\_\_\_\_ 円  
             (ア) 何々 \_\_\_\_\_ 円  
             (イ) 何々 \_\_\_\_\_ 円  
             ⋮  
         オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 \_\_\_\_\_ 円  
             (ア) 何々 \_\_\_\_\_ 円  
             (イ) 何々 \_\_\_\_\_ 円

何々		
：		
一件十万円未満のもの		
4 支出の内訳		
経常経費		
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕		
人件費		
光熱水費		
備品・消耗品費		
事務所費		
政治活動費		
〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕		
組織活動費		
選挙関係費		
機関紙誌発行その他の事業費		
機関紙誌の発行事業費		
宣伝事業費		
政治資金パーティー開催事業費		
その他の事業費		
調査研究費		
寄附・交付金		
その他の経費		
5 寄附の内訳		
〔個人分〕		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
何々		何都道府県市区町村
：		
：		
〔団体分〕		
(寄附者の名称)	(金額)	(住所)
何々		何都道府県市区町村
：		
：		
〔政治団体分〕		
(寄附者の名称)	(金額)	(住所)
何々		何都道府県市区町村
：		
：		
6 寄附のうち寄附のあつせんによるもの内訳		
(あつせん者の氏名)	(金額)	(住所又は事務所の所在地)

：		
：		
カ その他の収入		円
(ア) 何々		円
(イ) 何々		円
：		
：		
10万円未満の収入		円
合計		円
〔寄附の内訳〕		
ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
何々	円	何都道府県市区町村
：		
：		
その他	円	
小計	円	
イ 法人その他の団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
何々	円	何都道府県市区町村
：		
：		
その他	円	
小計	円	
ウ 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
何々	円	何都道府県市区町村
：		
：		
その他	円	
小計	円	
〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕		
寄附のあつせん		(住所又は事務所)
者の氏名又は名称	(金額)	の所在地
何々	円	何都道府県市区町村
：		
：		
その他	円	
小計	円	

何々  
 :  
 :  
 7 特定パーティーの概要  
 (特定パーティーの名称) (金額) (特定パーティーの開催場所)  
 何々 何都道府県市区町村  
 :  
 :

8 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳  
 (政治資金パーティーの名称)  
 何々  
 [個人からの対価の支払]  
 (対価の支払いをした者の氏名) (金額) (住所)  
 何々 何都道府県市区町村  
 :  
 :  
 [団体からの対価の支払]  
 (対価の支払いをした者の名称) (金額) (事務所の所在地)  
 何々 何都道府県市区町村  
 :  
 :  
 [政治団体からの対価の支払]  
 (対価の支払いをした者の名称) (金額) (事務所の所在地)  
 何々 何都道府県市区町村  
 :  
 :  
 [対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの]  
 (あつせん者の氏名) (金額) (住所又は事務所の所在地)  
 何々 何都道府県市区町村  
 :  
 :

9 資産等の内訳  
 [土地]  
 (所在) (取得の価額) (面積) (取得年月日)  
 何都道府県市区町村 m<sup>2</sup> 年 月 日  
 :  
 :  
 [建物]  
 (所在) (取得の価額) (床面積) (取得年月日)  
 何都道府県市区町村 m<sup>2</sup> 年 月 日

[特定パーティーの概要]  
 [特定パーティーの名称] [対価に係る収入の金額] [対価の支払をした者の数] [特定パーティーの開催場所]  
 何々 円 人 何都道府県市区町村  
 :  
 :  
 小計 円

[政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳]  
 ア 何々  
 (ア) 個人からの対価の支払  
 [対価の支払をした者の氏名] (金額) (住所)  
 何々 円 何都道府県市区町村  
 :  
 :  
 (イ) 法人その他の団体からの対価の支払  
 [対価の支払をした者の名称] (金額) (事務所の所在地)  
 何々 円 何都道府県市区町村  
 :  
 :  
 (ウ) 政治団体からの対価の支払  
 [対価の支払をした者の名称] (金額) (事務所の所在地)  
 何々 円 何都道府県市区町村  
 :  
 :  
 <対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの>  
 [対価の支払のあつせん者の氏名又は名称] (金額) (住所又は事務所の所在地)  
 何々 円 何都道府県市区町村  
 :  
 :

イ 何々  
 :  
 :  
 (2) 支出の内訳  
 ア 経常経費 円





改正案	改正前
<p>(備考)</p> <p>1 ( )により記載されている事項については、公表に当たって記載すべき事項を示したものであり、実際の公表に当たっては記載しないこと。</p> <p>2 「政治団体の名称」欄については、同一名称の政治団体が複数存在する場合は「甲政治団体(乙野太郎)」というように代表者の氏名を括弧書きで記載し、代表者の氏名も同一である場合は「甲政治団体(乙市)」というように主たる事務所の市町村名を括弧書きで記載し、主たる事務所の所在地も同一である場合は「甲政治団体(平成何年何月何日届出)」というように設立届の届出年月日を括弧書きで記載すること。</p> <p>3 「資金管理団体の届出をした者の氏名」及び「資金管理団体の届出に係る公職の種類」欄については、12月31日(以下「基準日」という。)現在において資金管理団体に該当する政治団体について記載すること。「資金管理団体の指定の期間」の欄については、基準日現在においては資金管理団体に該当しないものの、年の途中において資金管理団体の指定の期間のある政治団体について「何月何日から何月何日」というように記載すること。</p> <p>4 「国会議員関係政治団体の区分」、「公職の候補者の氏名」及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄については、基準日現在において国会議員関係政治団体に該当する政治団体について記載すること。「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄については、基準日現在においては国会議員関係政治団体に該当しないものの、年の途中において国会議員関係政治団体に関する特例の適用があつた政治団体について「何月何日から何月何日」というように記載すること。</p>	<p>(備考)</p>

5 「3 本年收入の内訳」のうち、「個人の党費・会費」欄については、「1,000,000 (100 名)」というように括弧書きで党費・会費の支払いをした者の数を記載すること。

6 「3 本年收入の内訳」のうち、「機関紙誌の発行その他の事業による収入」欄については、同一名称の政治資金パーティーが複数存在する場合は、「甲政治資金パーティー (計 3 回)」というように括弧書きで同一名称の政治資金パーティーの開催回数を記載し、その総額を記載すること。

7 「5 寄附の内訳」、「6 寄附のうち寄附のあつせんによるものの内訳」及び「8 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳」のうち、「金額」欄については、寄附をした者（寄附の金額の合計額が、年間 5 万円以下の者を除く。）若しくは寄附のあつせんをした者又は対価の支払をした者若しくは対価の支払のあつせんをした者別にその総額を記載すること。

8 「5 寄附の内訳 [個人分]」のうち、特定寄附（法第 19 条の 4 に規定する寄附をいう。）については「(寄附者の氏名)」欄に「**特**甲野太郎」というように記載し、遺贈によつてする寄附については「(寄附者の氏名)」欄に「**○**遺甲野太郎」というように記載すること。

9 「5 寄附の内訳 [団体分]」のうち、上場・外資 50% 超会社（法第 22 条の 5 第 1 項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。）からの寄附については、「(寄附者の名称)」欄に「**④**甲株式会社」というように記載すること。

10 「7 特定パーティーの概要」のうち、「(特定パーティーの名称)」欄については、「甲政治資金パーティー (100 人)」というように括弧書きで対価の支払いをした者の数を記載すること。同一名称の特定パーティーが複数存在する場合

1 「〔寄附の内訳〕」、「〔寄附のうち寄附のあつせんによるもの〕」、「〔政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳〕」及び「<対価に係る収入のうち対価の支払のあつせんによるもの>」のうち、「金額」欄には寄附をした者若しくは寄附のあつせんをした者又は対価の支払をした者若しくは対価の支払のあつせんをした者別にその総額を記載すること。

2 「〔寄附の内訳〕ア 個人からの寄附」のうち、特定寄附（法第 19 条の 4 に規定する寄附をいう。）については、「寄附者の氏名」欄に「**特**甲野太郎」というように記載すること。

3 「〔寄附の内訳〕イ 法人その他の団体からの寄附」のうち、上場・外資 50% 超会社（法第 22 条の 5 第 1 項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。）からの寄附については、「寄附者の名称」欄に「**④**甲株式会社」というように記載すること。

は、「甲政治資金パーティー（平成何年何月何日開催）（100人）」というように括弧書きで特定パーティーを開催した年月日を記載すること。

11 記載の順序は、基準日現在における「政党」、「政党の支部」、「政治資金団体」、「国会議員関係政治団体（政党の支部を除く。）」、「資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）」、「その他の政治団体」及び「政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体」の順とし、それぞれ「あいうえお」順によること。

12 法第18条の2第1項の規定による政治団体については、「政治団体の名称」欄に「甲団体（乙衆議院議員を支援する会）」というように政治資金パーティーの名称を括弧書きで記載し、「報告年月日」欄に「平成何年何月何日（平成何年何月何日開催）」というように政治資金パーティーの開催年月日を括弧書きで記載すること。

4 記載の順序は「政党」、「政治資金団体」、「資金管理団体」、「その他の政治団体」及び「政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体」の順とし、それぞれ「あいうえお」順によること。

改 正 案	改 正 前
<p>（報告書の様式）</p> <p>第二十三条 法第百八十九条第一項の報告書は、別記第三十一号様式に準じて作成しなければならない。</p> <p>2 法第百八十九条第一項に規定する法第百八十八条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつた旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面は、別記第三十一号様式の二に準じて作成しなければならない。</p> <p>3 法第百八十九条第一項に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。</p> <p>一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第三十一号様式の三に準じて作成した文書</p> <p>二 法第百八十九条第一項に規定する振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されている場合（出納責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。） 当該振込明細書の写し</p> <p>4 法第百八十九条第一項の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。</p>	<p>（報告書の様式）</p> <p>第二十三条 法第百八十九条第一項の規定によつて出納責任者が提出する報告書及び領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があつた場合においてこれに添附すべき書面は、別記第三十一号様式から第三十一号様式の三までに準じて作成しなければならない。ただし、同項に規定する振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもつて同項の規定により振込明細書の写しに併せて添付する支出の目的を記載した書面とすることができる。</p>

改 正 案

改 正 前

（領収書等の写しの提出方法等）

（領収書等の写し等の提出方法）

第十四条 法第十七条第二項第一号（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第十八条第二項第一号（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する領収書等を徴し難かつた旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面は、別記第九号様式に準じて作成するものとする。

2 法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する支出の目的を記載した書面（以下この条において「支出目的書」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める文書とする。

第十四条 法第十七条第二項第一号（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第十八条第二項第一号（法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する領収書等の写し又は振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの写し（以下「振込明細書の写し」という。）を提出する場合においては、これらを第十一条に規定する支出の項目ごとに分類して提出しなければならない。

一 次号に掲げる場合以外の場合 別記第九号様式の二に準じて作成した文書

2 法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する領収書等を徴し難かつた旨並びに支出の目的、金額及び年月日を記載した書面は、別記第九号様式に準じて作成するものとする。

作成した文書

3 法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する振込明細書の写しに併せて提出する支出の目的を記載した書面（以下「支出の目的を記載した書面」という。）は、別記第九号様式の二に準じて作成するものとする。ただし、第一項の振込みの明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込みの明細書の写しをもって支出の目的を記載した書面とすることができる。

二 法第十七条第二項第一号及び第十八条第二項第一号に規定する振込みの明細書であつて支出の金額及び年月日を記載したものの（以下この条において「振込明細書」という。）に支出の目的が記載されている場合（会計責任者が当該振込明細書の余白に支出の目的を記載した場合を含む。） 当該振込明細書の写し

3 法第十七条第二項第一号又は第十八条第二項第一号の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

3 法第十七条第二項第一号又は第十八条第二項第一号の規定により支出目的書として前項第二号に定める文書を提出するときは、当該振込明細書の写しを重ねて提出することを要しない。

4 法第十七条第二項第一号又は第十八条第二項第一号の規定により提出する領収書等若しくは振込明細書の写し又は支出目的書は、第十一条に規定する項目ごとに分類して提出しなければならない。

(監査報告書を作成する者の資格等)

第十九条 (略)

2 公認会計士は、法第十九条第二項に規定する監査を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことについてやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 (略)

(報告書等の閲覧)

第三十七条 法第三十二条第四項(法第三十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による法第三十二条第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書、同条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書又は法第三十三条第三項の規定による届出書(以下この条において「報告書等」という。)の閲覧は、総務大臣の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

2・3 (略)

4 前三項の規定に違反した者に対しては、その閲覧を中止させ、

(監査報告書を作成する者の資格等)

第十九条 (略)

2 公認会計士は、法第十九条第二項に規定する監査を行うときは、他の公認会計士若しくは監査法人と共同し、又は他の公認会計士を補助者として使用して行わなければならない。ただし、他の公認会計士若しくは監査法人と共同せず、又は他の公認会計士を補助者として使用しないことについてやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

3 (略)

(報告書等の閲覧)

第三十七条 法第三十二条第四項(法第三十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による法第三十二条第一項に規定する届出書若しくはこれに併せて提出すべき文書又は同条第二項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書若しくは監査報告書又は法第三十三条第三項の規定による届出書(以下この条において「報告書等」という。)のうち総務大臣において受理したものの閲覧は、総務大臣の指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

2・3 (略)

4 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、

又は閲覧を禁止することができる。

又は閲覧を禁止することができる。

改正案	改正前
<p>第7号様式（第9条関係）  （略）  （記載要領）  1 （略）  2 政党交付金（支部政党交付金）による支出簿  （1）～（6） （略）  （7） （略）  ア～ウ （略）  エ 事務所費 事務所費の借料損料（地代、家賃）、公租公課、<u>火災保険料</u>等の<u>各種保険料</u>、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。</p> <p>（8） （略）  3 （略）</p>	<p>第7号様式（第9条関係）  （略）  （記載要領）  1 （略）  2 政党交付金（支部政党交付金）による支出簿  （1）～（6） （略）  （7） （略）  ア～ウ （略）  エ 事務所費 事務所費の借料損料（地代、家賃）、公租公課、<u>火災保険金</u>等の<u>各種保険金</u>、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。</p> <p>（8） （略）  3 （略）</p>

改正案	改正前
<p>第8号様式（第13条関係） （略） （記載要領） （略） 6 様式（その3）について （略） （1） 経常経費 ア～ウ （略） エ 事務所費 事務所費の借料損料（地代、家賃）、公租公課、<u>火災保険料等の各種保険料</u>、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。</p> <p>（略） 10 この報告書を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党（支部）が提出を受けた支部報告書及び監査意見書、総括文書（第10号様式及び第11号様式）、支部総括文書（第12号様式）、領収書等の写し</p> <p>及び政党基金（支部基金）に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、<u>政党助成法施行規則第14条第2項第1号に掲げる場合</u>にあっては、<u>振込明細書の写しを</u> 当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。</p>	<p>第8号様式（第13条関係） （略） （記載要領） （略） 6 様式（その3）について （略） （1） 経常経費 ア～ウ （略） エ 事務所費 事務所費の借料損料（地代、家賃）、公租公課、<u>火災保険金等の各種保険金</u>、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。</p> <p>（略） 10 この報告書を提出する際には、監査意見書、監査報告書、当該政党（支部）が提出を受けた支部報告書及び監査意見書、総括文書（第10号様式及び第11号様式）、支部総括文書（第12号様式）、領収書等の写し <u>（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、領収書を徴し難かった支出の明細書（第9号様式）又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書（第9号様式の2）（第14条第3項ただし書の場合を除く。））</u> 及び政党基金（支部基金）に係る残高証明等の写しを提出すること。なお、<u>領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出し、振込明細書の写しは、支出の項目ごとに分類して、当該振込明細書に係る支出目的書と併せて提出すること。</u></p>

改正案	改正前
<p>第14号様式（第23条関係）  （略）  （<u>基因</u>となった事実）  （略）  （備考）  1・2 （略）  3 合併、分割により解散する場合には、「<u>基因</u>となった事実」欄にその旨を併せて記載すること。</p>	<p>第14号様式（第23条関係）  （略）  （<u>起因</u>となった事実）  （略）  （備考）  1・2 （略）  3 合併、分割により解散する場合には、「<u>起因</u>となった事実」欄にその旨を併せて記載すること。</p>

特定交付金に係る届

平成 年 月 日

総務大臣あて

政治団体の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名 (印)

政党助成法第27条第1項の規定による特定交付金の交付を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな)			
(略称)				
主たる事務所の所在地	(〒 )		(電話 )	
代表者	氏名	(〒 ) (住所)	(生年月日)	(選任年月日)
会計責任者				
会計責任者の職務代行者				
会計監査を行うべき者				
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支部の数		
支部の名称、主たる事務所の所在地代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者の氏名・住所	政党助成法第14条第2項の支部であった旨			別紙のとおり
組織年月日又は政治資金規正法による政治団体となった年月日	平成 年 月 日			
政治資金規正法第6条第1項、第5項による届出年月日	平成 年 月 日			
政党助成法第5条第1項、第6条第1項による直近の届出年月日	平成 年 月 日			
政党助成法第2条第1項各号のいずれにも該当しない政治団体となった年月日	平成 年 月 日			
政党助成法第27条第1項の規定により交付されるべき特定交付金の額	円			

別紙 (略)

特定交付金に係る届

平成 年 月 日

総務大臣あて

政治団体の名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名 (印)

政党助成法第27条第1項の規定による特定交付金の交付を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな)			
(略称)				
主たる事務所の所在地	(〒 )		(電話 )	
代表者	氏名	(〒 ) (住所)	(生年月日)	(選任年月日)
会計責任者				
会計責任者の職務代行者				
会計監査を行うべき者				
支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	支部の数		
支部の名称、主たる事務所の所在地代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者の氏名・住所	政党助成法第14条第2項の支部であった旨			別紙のとおり
組織年月日又は政治資金規正法による政治団体となった年月日	平成 年 月 日			
政治資金規正法第6条第1項、第5項による届出年月日	平成 年 月 日			
政党助成法第5条第1項、第6条第1項による直近の届出年月日	平成 年 月 日			
政党助成法第2条第1項各号に該当しない政治団体となった年月日	平成 年 月 日			
政党助成法第27条第1項の規定により交付されるべき特定交付金の額	円			

別紙 (略)

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

（傍線の部分は改正部分）

別表（第三条関係）		改 正 案
法 令 名	条 項	
政治資金規正法施行規則 （昭和五十年自治省令第 十七号）	第三十五条第一項	
別表（第三条関係）		改 正 前
法 令 名	条 項	
政治資金規正法施行規則 （昭和五十年自治省令第 十七号）	第十二条、第十二条の二及び第十六条第 一項	